

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告代理人の立場に立って、別紙1(訴状)、別紙2(甲第1号証の特許登録原簿謄本)、別紙3(甲第2号証の特許公報)、別紙4(原告代表者甲山一郎の言い分)に基づいて、別紙1(訴状)の空欄1から5までに記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在の法令と、現在存在するすべての判例を前提に起案してください。

注2 この問題の事例は、架空の事案であり、実際の事件ではありません。

注3 空欄3については、均等侵害を考慮する必要はありません。

注4 空欄5については、適切と考える損害賠償請求の具体的金額の計算根拠を記載し(一部請求は行わないものとします)、請求の趣旨第3項にその賠償請求の金額が記載されているものとして扱ってください。

問2 小問

- (1) <説明>訴訟は、判決に至るまで時間を要し、その間、被告の財産状態や訴えの目的とした権利関係に変動が生じ、勝訴判決を得ても強制執行できない場合も生じ得る。このような場合に対処するために、民事保全法が制定されている。同法に基づく(ア) 命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができるとされている。同法に基づく仮処分命令には2種類があり、(イ) 仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、(ウ) 仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに、各々発することができる。とされている。

<事案1>甲は、A特許権を保有し、当該特許に係る発明の実施品(甲製品)を製造、販売している。乙は、甲の許諾を得ることなく、当該特許に係る発明の実施品(乙製品)の製造、販売を開始し、これにより甲製品の販売量が激減し、甲は多額の損害を被っている。

<事案2>Xは、B特許権を保有しているYとの間で、「YはB特許権をXに譲渡する。XがYに譲渡代金を支払った後、直ちに、B特許権の移転の登録を特許庁でするために必要な書類(必要書類)をYはXに引き渡す。」との契約を口頭で締結した。Xは、YにB特許権の譲渡代金を

支払い、当該特許に係る発明の実施品を製造するための工場も建設したが、YはXへの必要書類の引渡しを遅滞していた。その後、Xは、YがB特許権を第三者に譲渡する旨の契約交渉をしているとの情報を得た。

問① 上記<説明>中の(ア)、(イ)、(ウ)の次の□に入る適切な用語を各々回答して下さい。なお、□の長さは用語の長さと同様関係ありません。回答形式は、「(ア) …、(イ) …、(ウ) …」として下さい。

問② 上記<事案1>において、甲の立場に立って、乙に対し採るべき民事保全法に基づく最も適切な申立ての内容をまず回答し、次にそれが(ア)、(イ)、(ウ)のいずれに該当するか記号で回答して下さい。

問③ 上記<事案2>において、Xの立場に立って、Yに対し採るべき民事保全法に基づく最も適切な申立ての内容をまず回答し、次にそれが(ア)、(イ)、(ウ)のいずれに該当するか記号で回答して下さい。

(2) 特許権侵害を理由とする金銭請求については、民法709条に基づき不法行為による損害賠償を請求する例が多いが、民法703条に基づき不当利得の返還を請求することも認められている。

この不当利得の返還請求は、不法行為による損害賠償請求とどのような差異があるかを回答して下さい。民法、特許法その他実定法上の根拠があれば、その条文も引用して下さい。

(別紙1)

訴 状

平成22年11月1日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 丁野太郎 印

同 弁理士 戊原次郎 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 甲山紙業株式会社

上記代表者代表取締役 甲山一郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丁野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 丁野太郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都港区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

戊原特許事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 戊原次郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 乙川樹脂株式会社

上記代表者代表取締役 乙川二郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1

空欄 1

- 2

空欄 2

- 3 被告は、原告に対し、金〇〇〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告（甲山紙業株式会社）

原告は、紙製品の製造及び販売を業としている株式会社である。

なお、原告は、従来、手さげ袋の製造をしていたが、平成19年8月に中止している。また、持ち手自体は、これまで製造したことがない。

(2) 被告（乙川樹脂株式会社）

被告は、樹脂製の部材の製造及び販売を業としている株式会社である。

2 本件特許権

原告は、発明の名称を「手さげ袋」とする下記の特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」という。）を有している（甲第1号証の特許登録原簿謄本及び甲第2号証の特許公報）。

記

特許番号 特許第420〇〇〇〇号

出願日 平成16年3月31日

登録日 平成20年9月4日

3 本件特許発明

本件特許に係る特許請求の範囲の請求項1に記載された発明（以下「本件特許発明」という。）を分説したものは、次のとおりである。なお、特許公報（甲第2号証）の符号を括弧内に付した。

- A 2本1組の持ち手(1)を備えた手さげ袋(6)において、
- B 持ち手(1)の両方の端部(2)に係合突起(a)が設けられ、
- C 係合突起(a)は、手さげ袋(6)の口縁部(c)に設けられた挿通孔(d)において手さげ袋(6)の外側から内側へ挿通しており、
- D 係合突起(a)の先端は、挟着板(3)に設けられた係合受孔(b)に係合されて、持ち手(1)の端部(2)を手さげ袋(6)に固定しており、
- E 手さげ袋(6)の口縁部(c)の内側において向かい合う挟着板(3)の一方には雌型ホック(4)が、もう一方には雄型ホック(5)が設けられ、
- F 雌型ホック(4)と雄型ホック(5)とは着脱自在とされている
- G 手さげ袋(6)。

4 被告などの行為

被告は、平成21年11月1日から現在まで、手さげ袋に用いられる別紙被告物件目録記載の「持ち手」（以下「本件被告物件」という。）を製造し、多数の製袋業者（以下、これらの製袋業者を総称して「本件製袋業者ら」という。）に対し、販売及び販売の申出をしている。

本件製袋業者らは、平成21年11月1日から現在まで、本件被告物件を用いて、手さげ袋（以下「本件手さげ袋」という。）を製造し、卸売業者などに販売している。

5 本件手さげ袋の構成

本件手さげ袋の構成は、別紙被告物件等説明書に記載したとおりである。これを本件特許発明の構成要件と対応させて分説したものは次の構成 a から g までのとおりである。なお、争いがないと予想される用語については、本件特許発明の特許請求の範囲に記載された用語を用いた。また、別紙被告物件等説明書の符号を括弧内に付した。

- a 2本1組の持ち手(1)を備えた手さげ袋(6)において、
- b 持ち手(1)の両方の端部(2)に係合突起(a)が設けられ、
- c 係合突起(a)は、手さげ袋(6)の口縁部(c)に設けられた挿通孔(d)において手さげ袋(6)の外側から内側へ挿通しており、
- d 係合突起(a)の先端は、端部(2)の持ち手(1)側から分岐している挟着片(3)に設けられた係合受孔(b)に係合されて、持ち手(1)の端部(2)を手さげ袋(6)に固定しており、
- e 手さげ袋(6)の口縁部(c)の内側において向かい合う挟着片(3)の一方には雌型ホック(4)が、もう一方には雄型ホック(5)が設けられ、
- f 雌型ホック(4)と雄型ホック(5)とは着脱自在とされている
- g 手さげ袋(6)。

6 本件手さげ袋が本件特許発明の技術的範囲に属すること（文言侵害）

(1) 構成要件A、B、C、F及びGとの対比

本件特許発明の構成要件と本件手さげ袋の構成とを対比すると、本件手さげ袋の構成 a、b、c、f、g は、それぞれ、本件特許発明の構成要件A、B、C、F、Gの構成要件を文言上充足することは明らかである。

(2) 構成要件Dとの対比

空欄 3

(3) 構成要件Eとの対比

本件手さげ袋の構成 e が、本件特許発明の構成要件 E を文言上充足することは、上記 (2) において本件手さげ袋の構成 d と本件特許発明の構成要件 D について検討したことから、明らかである。

(4) 小 括

本件手さげ袋の各構成は、本件特許発明の各構成要件を文言上充足する。したがって、本件手さげ袋は、本件特許発明の技術的範囲に属する。

7 被告の行為が侵害とみなされること (特許法 101 条 1 号)

空欄 4

8 原告の損害

原告は、被告の行為により、次のような金額の損害を受けた。

空欄 5

9 総括

よって、原告は、被告に対し、特許法100条1項及び2項並びに101条1号により、特許権侵害による差止請求権及び廃棄請求権に基づき、本件特許権の侵害とみなされる本件被告物件の生産、譲渡又は譲渡の申出の停止及びその占有に係る本件被告物件の廃棄を求めるとともに、民法709条及び特許法102条○項により、不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件特許権の侵害とみなされた行為により原告が受けた損害の賠償として金〇〇〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 甲第1号証 | 特許登録原簿謄本 |
| 2 | 甲第2号証 | 特許公報 |

附属書類

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 訴状の写し | 5通 |
| 3 | 甲号証の写し | 各6通 |
| 4 | 資格証明書 | 2通 |
| 5 | 訴訟委任状 | 2通 |
| 6 | 特定侵害訴訟業務付記証書（写し） | 1通 |

別紙

被告物件目録

製品番号を「OTO-HT-DX」とする手さげ袋用の持ち手

被 告 物 件 等 説 明 書

1 本件被告物件

次の写真1の本件被告物件は「持ち手」と呼ばれている手さげ袋用の部材である。本件被告物件の持ち手1は、合成樹脂製で両方の端部2の持ち手1側から挟着片3が分岐している。



写真1 本件被告物件全体

次の写真2は、両方の端部2付近を拡大したものである。挟着片3の一方には雌型ホック4が、もう一方には雄型ホック5が設けられている。

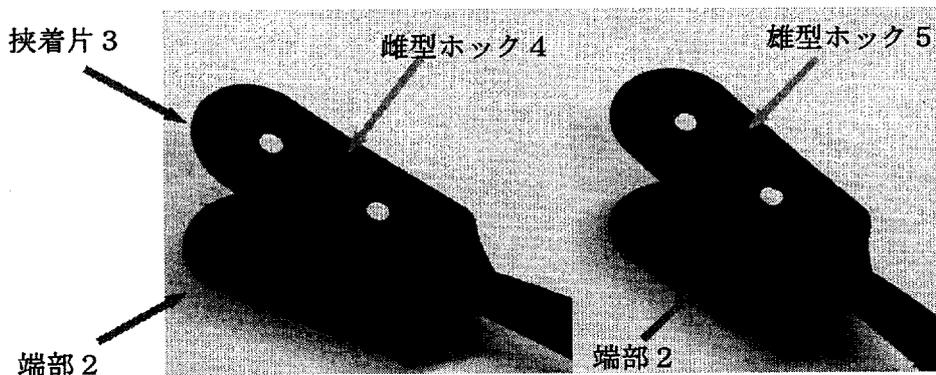


写真2 本件被告物件の各端部

次の図1は、本件被告物件の両方の端部2の断面図である。図1の上段が開いた状態であり、下段が閉じた状態である。

端部2には、2箇所により係合突起aが設けられている。挟着片3には、係合突起aに係合する係合受孔bが2箇所により設けられている。

一方の挟着片3には雌型ホック4が、もう一方の挟着片3には雄型ホック5が設けられている。

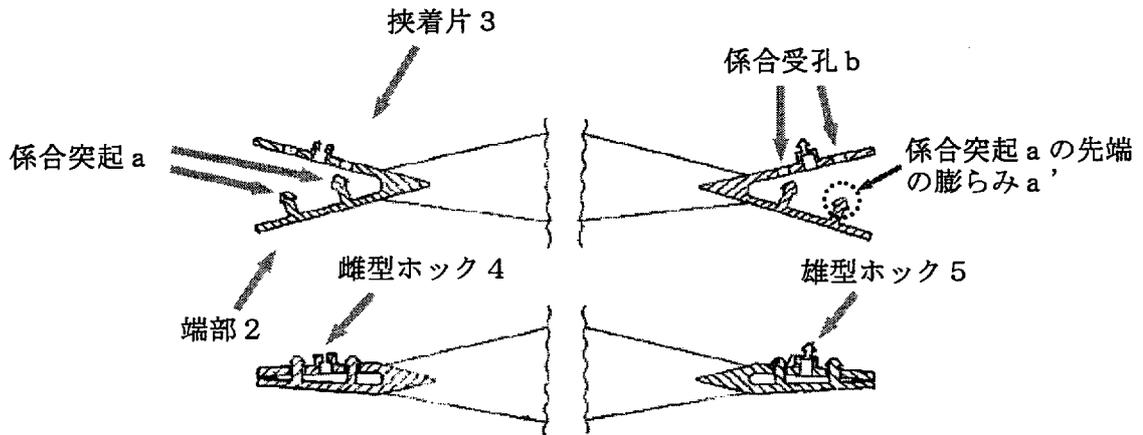


図1 本件被告物件の端部断面図
(上段が開いた状態、下段が閉じた状態)

2 本件手さげ袋

次の図2のとおり、本件手さげ袋6において、本件被告物件の端部2と挟着片3とが、口縁部cを挟着することにより、持ち手1を手さげ袋6に固定している。

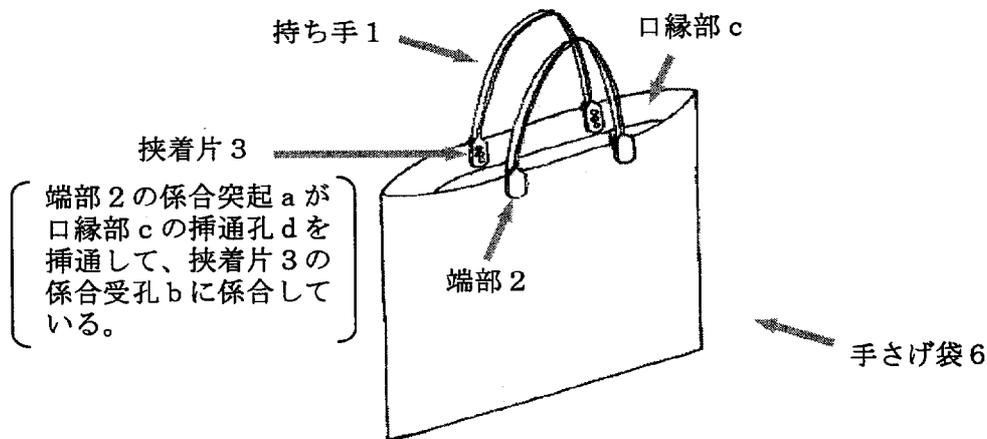


図2 本件手さげ袋全体

本件被告物件の端部 2 の係合突起 a は、本件手さげ袋 6 の口縁部 c に設けられた挿通孔 d を外側から内側へ挿通し、挟着片 3 の係合受孔 b に係合されている。端部 2 の係合突起 a の先端の膨らみ a' により、係合突起 a は係合受孔 b から容易に分離しないようにされている。

本件手さげ袋 6 の口縁部 c の内側において向かい合う一方の挟着片 3 には雌型ホック 4 が、もう一方の挟着片 3 には雄型ホック 5 が設けられている。

口縁部 c を外側から押さえて、雌型ホック 4 と雄型ホック 5 とを結合させることにより、本件手さげ袋 6 を容易に閉じることができる。また、口縁部 c を外側に引くだけで、雌型ホック 4 と雄型ホック 5 との結合を解いて、本件手さげ袋 6 を容易に開くことができる。

3 本件被告物件及び本件手さげ袋の図面及び符号の説明

- | | |
|---------|----------------|
| 1 持ち手 | a 係合突起 |
| 2 端部 | a' 係合突起の先端の膨らみ |
| 3 挟着片 | b 係合受孔 |
| 4 雌型ホック | c 口縁部 |
| 5 雄型ホック | d 挿通孔 |
| 6 手さげ袋 | |

(別紙 2)
甲第1号証

特

特許第4200000号

表 示 部			
表示番号 (付記)	登 録 事 項		
	(抹消)		
1番	出願年月日	平成16年 3月31日	出願番号 2004-000000
	査定年月日	平成20年 8月 1日	請求項の数 1
	発明の名称	手さげ袋	
	登録年月日 平成 20年 9月 4日		
特 許 料 記 録 部			
特許料			
1年分	金額 2800円	納付日 平成 20年 9月 1日	2年分 金額 2800円 納付日 平成20年 9月 1日
3年分	金額 2800円	納付日 平成 20年 9月 1日	
甲 区			
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号 甲山紙業株式会社		
1番	登録年月日 平成20年 9月 4日		
丙 区			
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
	【通常実施権の設定】		
1番	受付年月日	平成21年4月1日	受付番号 000012
	通常実施権者	東京都葛飾区亀有〇〇町〇丁目〇番〇号 丙谷成型株式会社	
	1. 範囲		
	地域	日本全国	
	期間	本特許権の存続期間中	
	内容	〇〇の製造、使用、販売	
	登録年月日 平成21年 4月15日		
(以下余白)			

平成22年10月15日

- 1 -

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12)

特許公報 (B2)

(11) 特許番号

特許第 4200000 号

(P4200000)

(45) 発行日 平成 20 年 11 月 18 日 (2008.11.18)

(24) 登録日 平成 20 年 9 月 4 日

(51) Int.Cl.

F1

B62B

9/26

B62

請求項の数 1 (全 5 頁)

<p>(21) 出願番号 特願 2004-000000 (P2004-000000)</p> <p>(22) 出願日 平成 16 年 3 月 31 日 (2004.3.31)</p> <p>(65) 公開番号 特開 2005-000000 (P2005-000000A)</p> <p>(43) 公開日 平成 17 年 10 月 19 日 (2005.10.19)</p> <p>審査請求日 平成 18 年 8 月 3 日 (2006.8.3)</p>	<p>(73) 特許権者 000000000</p> <p>甲山紙業株式会社 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(72) 発明者 甲山 一郎 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(74) 代理人 弁理士 戊原 次郎</p> <p>審査官 〇〇 〇〇</p> <p>(56) 参考文献 特開 平 3-00000 (JP, A) 特開 2001-00000 (JP, A)</p>
--	---

(54) 【発明の名称】 手さげ袋

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

2 本 1 組の持ち手を備えた手さげ袋において、持ち手の両方の端部に係合突起が設けられ、係合突起は、手さげ袋の口縁部に設けられた挿通孔において手さげ袋の外側から内側へ挿通しており、係合突起の先端は、挟着板に設けられた係合受孔に係合されて、持ち手の端部を手さげ袋に固定しており、手さげ袋の口縁部の内側において向かい合う挟着板の一方には雌型ホックが、もう一方には雄型ホックが設けられ、雌型ホックと雄型ホックとは着脱自在とされている手さげ袋。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、持ち手を備えた携帯用の簡易な構造の手さげ袋に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、手さげ袋の持ち手として、様々なものが提案され、実施されている。例えば、特開 2001-000000 号公報に開示された合成樹脂製の持ち手は、持ち手の端部に設けられた係合突起を手さげ袋の口縁部に設けられた挿通孔を挿通し、係合受孔が設けられた挟着板に係合させている。このようにして、端部と挟着板とにより手さげ袋の口縁部を挟着して持ち手を手さげ袋に固定する構造を備えている。

【0003】

このような構造の持ち手は、手さげ袋に容易に取り付けることができる。また、手でさげられる程度の重さであれば、手さげ袋への取付部が分解することもなく、手さげ袋自体が破損することもない。

【特許文献1】

特開2001-000000号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、従来の簡易な構造の手さげ袋においては、常時、袋の口が開いた状態にある。そのため、収容物が上から見えたり、携行中に中から飛び出したり、雨天のとき水に濡れるおそれがある。

【0005】

このような点を改善するために、改めてボタンやチャックを袋に取り付けることも考えられる。しかし、それでは、扱いやすく、安価なことが求められる簡易な構造の手さげ袋の特性が損なわれてしまう。

【0006】

本発明が解決しようとする課題は、安価で簡易な構造の手さげ袋の特性を損なうことなく、口縁部を容易に開閉することができる手さげ袋を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記の課題は、以下に説明する本発明により達成される。

【0008】

本発明の手さげ袋は2本1組の持ち手を備えており、その持ち手の端部には、係合突起が設けられている。係合突起は、手さげ袋の口縁部に設けられた挿通孔を手さげ袋の外側から内側へ挿通している。係合突起の先端は、手さげ袋の挿通孔から挿通されて、手さげ袋の内側から口縁部を挟着する挟着板に設けられた係合受孔に係合される。こうして、持ち手の端部が手さげ袋に固定される。

【0009】

持ち手の端部に係合される挟着板の手さげ袋の内側を向いた面には、雌型又は雄型ホックが設けられている。手さげ袋の口縁部の内側において向かい合う挟着板の一方には雌型ホックが、他方には雄型ホックが設けられる。これらの雌型ホックと雄型ホックとは互いに着脱自在であり、これにより、手さげ袋の口縁部を開閉することができる。

【発明の効果】

【0010】

本発明の手さげ袋は、雌型ホックと雄型ホックとを結合することにより、容易に閉じることができる。収容物が上から見えたり、携行中に中から飛び出すおそれはなく、安全である。また、雨天に携行しても、収容物が濡れるおそれもない。

【0011】

本発明の手さげ袋に収容物を出し入れする際は、手さげ袋の口縁部を両手で引けば、雌型ホックと雄型ホックの結合を解いて、手さげ袋を容易に開くことができる。

【0012】

本発明は、従来の合成樹脂製のものに雌型及び雄型ホックを設けるだけであるから、安価に製造することができる。重ねてもかさばらず、取扱いも容易である。本発明により、簡易な手さげ袋の特性を損なうことなく、容易に開閉可能な手さげ袋が提供される。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

図1に示されるように、手さげ袋6の前正面の口縁部cに、1本の持ち手1が両方の端部2において固定されている。図1には図示されていないが、手さげ袋6の後正面の口縁部cにも、もう1本の持ち手1が両方の端部2において固定されている。

【0014】

図2に示されるように、持ち手1の本体は、手で持ちやすいように帯状の形状をしている。そして、持ち手1の端部2は、手さげ袋6の口縁部cに固定しやすいように、持ち手1の本体の帯状の平面からみて直角にねじられた平面形状をしている。

端部2が手さげ袋6の外側から、挟着板3が手さげ袋の内側から、手さげ袋6の口縁部cを挟むようにして、持ち手1が手さげ袋6に固定される。端部2の平面には、垂直に2箇所の係合突起aが設けられている。端部2の係合突起aが、手さげ袋6の口縁部cに設けられた挿通孔dを挿通して、挟着板3の係合受孔bに係合される。係合突起aの先端の膨らみa'により、係合突起aが係合受孔bから容易に分離しない構成とされている。係合突起a及び係合受孔bの数は任意である。この実施形態では2箇所の係合突起a及び係合受孔bが設けられており、より安定して持ち手1を手さげ袋6に固定することができる。

【0015】

図2に示される1本の持ち手1の端部2と組み合わせられる挟着板3には、いずれも雌型ホック4が設けられている。また、図3にあるように、もう1本の持ち手1の端部2と組み合わせられる挟着板3には、雄型ホック5が設けられている。

図4に示された状態において、手さげ袋6の口縁部cの内側で向かい合う挟着板3の雌型ホック4に雄型ホック5を結合させることにより、図5に示される手さげ袋6を閉じた状態にすることができる。また、図5に示される状態において、手さげ袋6の口縁部cを引けば、雌型ホック4と雄型ホック5の結合を解いて、手さげ袋6を開くことができる。

【実施例】

【0016】

本発明を実施するための最良の形態としては、図2に示されるように、持ち手1の端部2に係合される挟着板3には、いずれも雌型ホック4が設けられている。

しかし、本発明の別の実施形態としては、同じ持ち手1の一方の端部2には雌型ホック4を設けた挟着板3に係合し、もう一方の端部2には雄型ホック5を設けた挟着板3に係合することもできる。

(4)

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】 手さげ袋の正面図

【図2】 持ち手と雌型ホックを設けた挟着板を示した斜視図

【図3】 持ち手と雄型ホックを設けた挟着板の拡大側面図

【図4】 手さげ袋の口縁部を開いた状態の拡大縦断面図（図1のA-Aの断面）

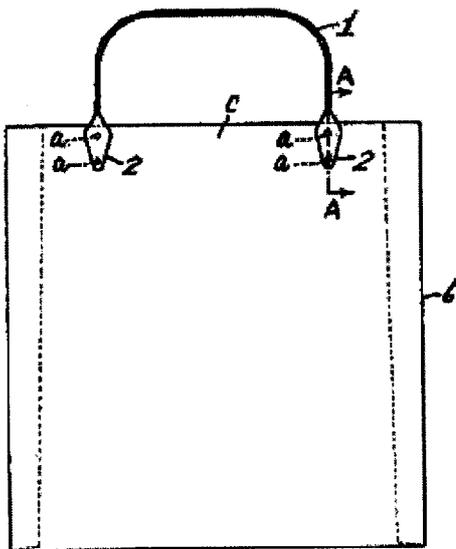
【図5】 手さげ袋の口縁部を閉じた状態の拡大縦断面図（図1のA-Aの断面）

【符合の説明】

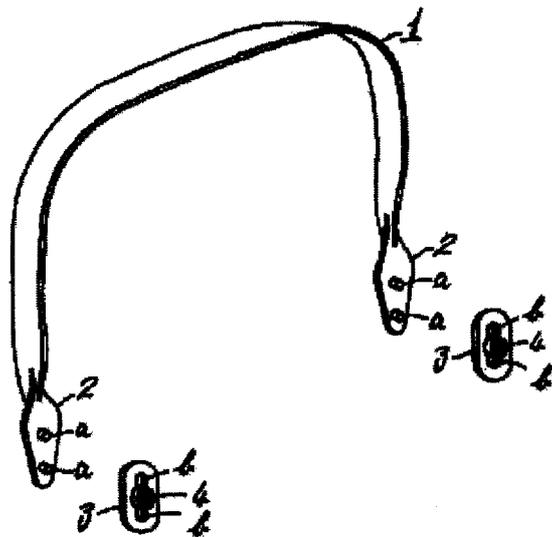
【0018】

- 1 持ち手
- 2 端部
- 3 挟着板
- 4 雌型ホック
- 5 雄型ホック
- 6 手さげ袋
- a 係合突起
- a' 係合突起の先端の膨らみ
- b 係合受孔
- c 手さげ袋の口縁部
- d 挿通孔

【図1】



【図2】



原告代表者甲山一郎の言い分

甲山：弁理士の戊原先生から御紹介いただきました甲山です。お世話になります。

丁野：弁護士の丁野です。お話は、大体、戊原先生から聞いて、訴状の案も作成中ですが、いくつか確認したいこともあります。ところで、乙川樹脂の「持ち手」もいただきましたが、甲山さんの発明は「手さげ袋」ですよ。

甲山：ええ。私の発明は持ち手に特徴がありますが、手さげ袋以外に使いようがありません。戊原先生にも「手さげ袋」として出願してもらいました。

丁野：乙川樹脂の持ち手も、手さげ袋以外の使いみちはないのですか。

甲山：乙川のは、発明と全く同じです。ほかの使いみちなど、あり得ません。

丁野：乙川の持ち手のうち、甲山さんの発明の「狭着板」に当たる部分を仮に「狭着片」と呼ぶとして、この乙川の「狭着片」は「持ち手」から分岐してますね。

甲山：ええ。乙川の「狭着片」は、私の発明でいえば、「狭着板」を「持ち手」と一体成型して、「持ち手」から分岐させてます。ただ、乙川の「狭着片」は、いわば発明の「狭着板」を「持ち手」に繋げただけです。係合受孔を設けて、持ち手の端部の係合突起と係合して、手さげ袋に固定する点は、発明の「狭着板」と何も変わりません。

丁野：なるほど。「狭着片」でも雌型と雄型のホックで袋が開閉可能な点も、分岐していることとは関係なさそうですね。ところで、乙川は平成21年11月1日には売り始めたとか。もうすぐ1年ですが、何本くらい売ってる感じですか。

甲山：1年で8000万本は出てますね。乙川の売値は、1本大体10円です。

丁野：戊原先生の話だと、御社は、持ち手自体はもともと製造したことはないし、以前は製造していた手さげ袋も平成19年8月にはやめたとか。しかし、御社は、平成21年4月1日に、丙谷成型株式会社に、この発明の非独占的な通常実施権を許諾したとか。

甲山：はい。ただ、丙谷は持ち手を製造しているだけなので、丙谷の持ち手の売上に10パーセント掛けたものを、毎月、売上をきちんと報告の上、実施料としていただいています。丙谷への手前もありますから、乙川が持ち手を作って売ることも、業者への売り込みも即刻やめさせてください。在庫も横流ししないよう廃棄をお願いします。それから、乙川がこの1年に売った分の賠償もきちんとしして欲しいです。

丁野：分かりました。11月1日には訴えを提起するよう早速準備しましょう。